

前橋市公民館運営審議会の概要

1 公民館運営審議会の役割

前橋市の公民館の管理・運営等、公民館のあり方について意見を述べるだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成する。

公民館運営審議会については、社会教育法・前橋市公民館条例等で以下のとおり定められている。

○ 社会教育法（抜粋）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 前橋市公民館条例（抜粋）

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

○前橋市公民館運営審議会規則（抜粋）

（目的）

第1条 前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条に規定する前橋市公

民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第2条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員の選出は、委員の互選による。

(役員の任務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることが出来る。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第6条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

2 委員の構成

委員全12名のうち、学校教育関係者2名・社会教育関係者4名・家庭教育活動者2名・学識経験者3名・公募1名。

3 活動計画

中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。年3回程度。